# 一般教育訓練明示書

講座の名称	国際マネジメント専攻博	計士前:	期課程					
実 施 方 法	① 通学 ( 昼間 ・	• 夜間	間・ 土日	) 2	通信	スクーリン・	グ(回数	回)
指定講座番号(15桁)	1422006		_	23	310012		_ 1	
	一般教育訓練給付金対 講座の指定期間		過 去 一 年 の 講 座 実 績	入講者	 f数(累積	訂) (19人)	修了者数	(24人)
平成21年4月1日	令和8年3月31日							
訓練期間	24ヶ月			総訓練時間 1				1,350時間
1. 教育訓練目標								
①取得目標とする資格の名称、目標レベル			修士(経営学)、修士(経済学)					
②①に係る資格・試験等の実施機関名称			大学·大学院等					
③当該資格等を取得するための要件または受験資 格等			(1) 当該課程に2年以上(優れた業績を上げた者については1年以上)在学していること (2) 所定の単位を修得していること (3) 必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格していること					
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況			製造業、情報通信業、コンサルタント業、医療、福祉業、税理士法人、行政機関、等					
2. 教育訓練の内容								
教 科	11-2-1			時		使	用 教 材 4	ጟ
	科目から6単位以上			27	70			
	斗目から16単位以上			72	20			
研究指:	導科目から8単位以上			36	80	***************************************		
					~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~			
		***********************						***************************************
		enenenenenenenene		***	***************			
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)								
①受講するに当たって必	要な実務経験等	なし						
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 技能・知識等の内容及びその水準  「大学を卒業した者または受験年度3月3 7月込みの者、②外国において学校教育における16年の課程を修了した者または受験年度3月3 7月込みの者、③文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号参照)、④本研究科に、入学審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学予定年度4月1以上の者					月31日までに修 において、個別の			
③その他								

### 一般教育訓練明示書

	120 1			<del></del>				
4. 教育訓練の受講の	の実績及び目標達成の状況							
(1)資格取得状況								
① 前年度内の受講修	§了者数	22	人					
② ①のうち目標資格	22	人	受験率(②/①)	100.0	%			
③ ②のうち合格者数	22	人	合格率(③/②)	100.0	%			
④ 上記②・③の回答	者数	22	人					
(2)受講修了者による	5講座の評価等							
① 回答者総数				人				
	1 正社員			人				
② 受講開始時の就	2 非正社員、派遣社員	人	②A:就業者					
業状況等	3 その他の就業(自営業等)			<u></u>				
n. Andrews and And	4 非就業			人	②B:非勍	業者計		
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資	格手当等)に役立つ		人	]			
	2 配置転換等により希望の業剤	2 配置転換等により希望の業務に従事できる						
historica	3 社内外の評価が高まる			人	─   ※②Aと同数(又は \			
③ 就業中の受講者による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ			人				
でのの時圧の計画	5 趣味・教養に役立つ		nenenenenenenenenenenene	人				
Advances	6 その他の効果		NO. AND	人				
Annanananananananananananananananananan	7 特に効果はない			人				
	1 早期に就職できる			人				
Annananananan	2 希望の職種・業界で就職できる 3 より良い条件(賃金等)で就職できる			人	④の回答数合計			
④ 就業していない				人	※②Bと同数(又に			
受講者による講座の評価	4 趣味・教養に役立つ			人	「 れ以下)			
Abanananan	5 その他の効果			人	<u> </u>			
Annanananan	6 特に効果はない			人				
	受講中又は受講修了後3か月以内に就職した 2 受講修了後3~6か月以内に就職した			人	⑤の回答数	υ Φ 슬 計		
⑤ 受講者の就業状				人	※②Bと同数(又に			
況	3 受講修了後6~12か月以内	受講修了後6~12か月以内に就職した			「 れ以下)			
Managananan	4 就職していない			人	]			
	1 大変満足			人	⑥の回答数			
Accessors	2 おおむね満足			人	※①と同数(又   以下)	くはてれ		
⑥ 講座の全体評価	3 どちらとも言えない			人	-			
	4 やや不満			人				
	5 大いに不満			人.	J			
	)修了後の状況(就職等の状況、 、一定期間内でのキャリアアップ					字変化		
<u>,, v, read 4x 15 v 7 17 / 1/1</u>	V VENNIER CALL EALL AND	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	<u>- 不日 3 不 八</u>	<u>」 エーベーン (内) マノ (TT   Щ</u>	·1 /			
この数本制体の要性に	- 노조차표办师문표생께수소구나-	サガースのし ベルナ:	☑ # ≠ ! -	共口 アロンエバーナブ	ナームの目仕れた	.+:+		
	こよる効果の把握及び測定の方法 標に対する技能・知識のレベル	业のにそのレヘルを	文誦有し	対して明らかにする	7(20)の具体的な	力法		
到達度の把握・測定方		卒業単位を満たし卒	S業試験 <sup>·</sup>	合格				
(通信制講座の場合)								
スクーリングの実施場	所、時期、期間・回数							
6 修了を認定するた	 -めの基準並びに修了を認定する	<u>-</u> 時期及びその方法						

- ・修了を認定するための基準:卒業単位を満たし卒業試験合格・終了を認定する時期:2年次3月
- ・修了を認定する方法:修了するための基準を満たしたか確認し、修了を判定する。

## 一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法									
			シラバスに講義時間外における個別質問等の受付時間を明示し、希望 者に個別指導を実施している。						
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)			キャリア支援担当部署による就職ガイダンスなどサポートを行っている。						
8. その他の事項									
指定教育訓練実 及び代表者		公立大学法人 横浜市立大学			(代表者名: 相原 道子 )				
住所及び連絡	<b>先</b>	〒236-0027 神奈川県	横浜市金沢区瀬戸2	TEL 045-787-2311					
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名 横浜市立大学大学院国			国際マネジメント研究	·····································	(施設長:	白石 小i	百合 )		
住所及び連絡先 〒236-0027 神奈川県			横浜市金沢区瀬戸2	TEL 045-787-2311					
給 付 制 度 担 当 部 署・者 横浜市立大学教育推進			<b>性課学術企画担当</b>		(担当者: 5	星野 高宏	<u>,                                     </u>		
連絡先		TEL 045-787-890	6						
一般教育訓練経費	1. 一般	- と 教育訓練給付金の対象	<b>東となる経費 (① +</b>	- ②)	8	317,800	円		
支払い方法	(※割	料 (税込額) 引・還元措置を実施した の差引き後の税込額と			9	282,000	Ħ		
	② 妥 講	料(税込額)				35,800	円		
②分割払	(※害	別・還元措置を実施した の差引き後の税込額と		材費		円)			
③両方可能	2. 一般	数育訓練給付金の対象	象外となる経費 (①	+ 2 + 3 + 4	)	1,750	円		
	1	副読本代(税込額)					円		
	2	実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 施設維持費(税込額) その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税					円		
					27、安百)	1,750	円田		
				· · ·	円				
	3. 総	額(1+2)(稅込額)			8	319,550	円		

#### 〔特記事項〕

- (1)入学の日の1年以上前から横浜市内に本人または扶養義務者が住所を有する者及び本学卒業生は、入学金を141,000円割り引く。
- (2)何らかの奨学金を受給・申請中で、指導教員の推薦を受け、家計基準を満たした学生は、授業料を535,800円もしくは267,900 円割り引く。
- (3)主たる家計支持者の死亡等が発生した場合に、何らかの奨学金を受給・申請中で、家計基準を満たした学生が事由発生後 60日以内申請にすることで、授業料を267,900円割り引く。(1)(2)(3)とも割引又は還元を行う期間制限なし。

#### 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解 いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の 額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要に なります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。